

○デジタル庁告示第十七号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和六年九月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 令和六年度北海道紋別市福祉灯油対策事業助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度紋別市一般会計補正予算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二 令和六年度大阪府交野市低所得に準ずる者に対する臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度交野市一般会計補正予算における、大阪府交野市から、低所得者を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。